

協働の考え方の変遷

西暦	1999（平成11）～2010（平成22）	2011（平成23）	2012（平成24）～
背景	社会を支える新たな力としての市民活動の活発化 NPO法成立 ↓ 新しい公共		東日本大震災からの復興 地域課題の複雑化 少子高齢化、人口減少、情報化等の社会情勢の変化 ↓ 多様な主体による協働
条例	市民公益活動促進条例（平成11） 目的: 市民公益活動の促進及び市民活動サポートセンターの設置 ⇒個性と魅力ある都市の創造 基本理念: 市民公益活動を行う者、事業者、市が市民公益活動の社会的意義を理解するとともに、それぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築する ⇒市民公益活動の活力をより高める		仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例（平成27） 目的: 協働によるまちづくりの推進 ⇒豊かで活力ある地域社会の実現 基本理念: 多様な主体がそれぞれの持つ力を発揮するとともに、互いの力を引き出し、相乗効果を高めながら、多様な課題解決に向けて創意工夫を続けていく（図1） ⇒持続可能なまちづくりの実現
基本方針	市民公益活動促進のための基本方針（平成13） (1) 活動環境の整備、活動保険制度の充実 (2) 人材育成 ※主にマネジメント (3) 拠点の充実（サポセン） (4) ネットワーク構築 ※交流促進 (5) 政策形成への市民参加 (6) 助成制度の充実 (7) 事業委託推進 (8) 企業の社会貢献推進	東日本大震災	協働まちづくりの推進のための基本方針（平成28） (1) 市民活動・市民協働の促進 ・自立促進及び継続的な活動のための環境整備 ・持続可能な事業的手法による地域課題の解決 ・提案協働事業の充実 ・多様な主体間の協働推進のための人材育成 (2) 政策形成過程への市民の参画推進 ・市政情報公開促進 ・市民意見の提出の機会の確保 ・市民意見の集約の機会の確保 ・人材の多様化と公募の実施 (3) 多様な主体による活動の促進 ・若者育成 ・地域活性化活動の促進 ・社会貢献活動の促進 ・交流促進 ・情報収集発信
	市民公益活動を促進するための基盤づくり		多様な主体の協働まちづくりを推進するため、よりきめ細かな施策へと拡充

図1：仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例「協働の基本理念」

